

注 意

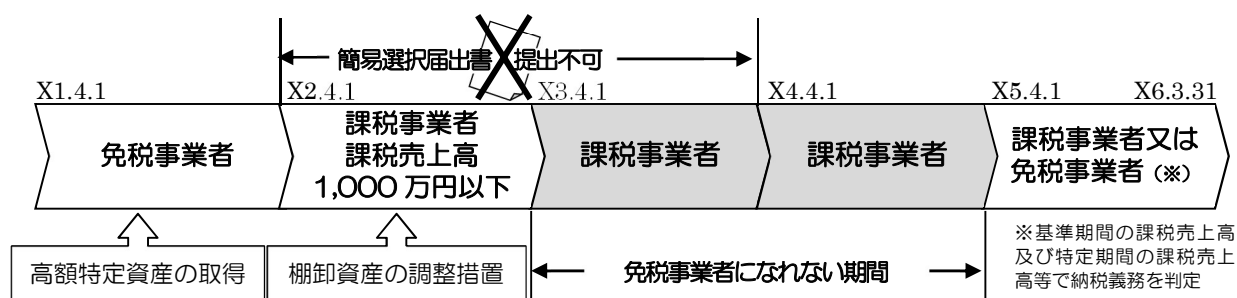
高額特定資産である棚卸資産等について調整措置の適用を受けた場合は・・・

事業者が、高額特定資産である棚卸資産等について、消費税法第36条第1項又は第3項の規定（以下「棚卸資産の調整措置」といいます。）の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、免税事業者になることができません。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

* **棚卸資産の調整措置とは**、免税事業者が課税事業者となる日の前日に、免税事業者であった期間中に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産を有している場合、その棚卸資産の課税仕入れ等に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入税額控除の計算の対象とする等の制度です。

○ 高額特定資産について棚卸資産の調整措置を受けた場合（事業年度が1年の3月末決算法人）

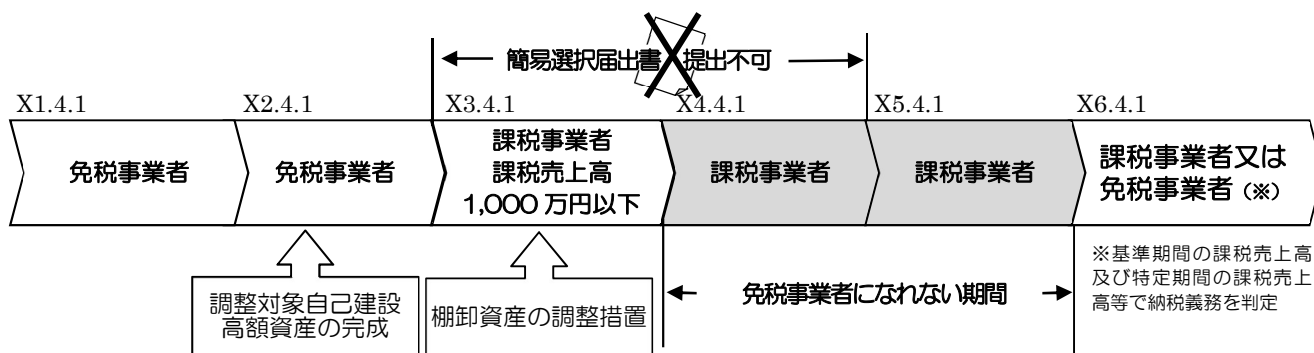


同様に、事業者が、調整対象自己建設高額資産について、棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合にも、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間（その適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、免税事業者になることができません。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

* **調整対象自己建設高額資産とは**、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等した棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

○ 調整対象自己建設高額資産について棚卸資産の調整措置を受けた場合（事業年度が1年の3月末決算法人）



* 各届出書等の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。なお、各届出書等はe-Taxでも提出することができます（詳細は[e-Taxホームページ](#)へ）。

* さらに詳しくお知りになりたいことがありましたら、[国税庁ホームページ](#)（[税務手続の案内](#)）をご覧ください。ご利用に当たっては最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。



この社会あなたの税がいきている